宅 地 開 発 事 業 協 定 書

　事業者　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、　　　　　　　宅地開発事業施行に当たり、君津市（以下「甲」という。）と協議したところ、下記のとおり協議が整ったので、君津市宅地開発事業指導要綱（平成８年君津市告示第７２号）第６条第２項の規定により協定を締結する。

記

第１条　乙は、この宅地開発事業に関し、関係法令及び君津市宅地開発指導要綱を遵守し、事業計画どおり工事を施工する。

第２条　乙は、工事期間中の安全管理に万全を期し、災害発生防止等の必要な措置を講ずる。

第３条　甲は、宅地開発事業の工事期間中、開発区域に立ち入り工事の状況を調査することが出来る。この場合、乙又は現場管理者に立ち会いを求めることができる。

第４条　乙は前条の調査により安全管理又は災害発生防止等に改善を要する指導があっ　た場合は、速やかにその措置を講ずるものとする。

第５条　乙は、次の公共施設を設置し、その維持管理並びにその用に供する土地を甲に帰属する。（帰属する公共施設について具体的に記載）

(1) 道路

幅員　　　ｍ、延長　　　　ｍ、構造

道路台帳搭載のための書類及び図面は乙が作成する。

　(2) 交通安全施設

カーブミラー　　　基

　(3) 排水施設

延長　　　　ｍ、構造

　(4) 公園及び緑地等

公園　　　箇所　　　　　　㎡

緑地　　　箇所　　　　　　㎡

広場　　　箇所　　　　　　㎡

　(5) 消防水利

消火栓　　　　　　基

消火水槽 箇所、敷地　　　　　　㎡

　(6) 廃棄物処理施設

ごみ集積場　　　　箇所　　　　　　　㎡

　(7) 防犯施設

　(8) その他の公共施設について記載

第６条　乙の設置した次の公共施設は、甲に帰属せず、乙の責任において事業完了後も適正な維持管理が行われるよう必要な措置を講ずる。（帰属しない公共施設について記載）　(1) 道路

幅員　　　ｍ、延長　　　　ｍ、構造

　(2) 交通安全施設

　(3) 排水施設

　(4) 公園及び緑地等

　(5) 消防水利

　(6) 廃棄物処理施設

　(7) 防犯施設

　(8) その他の公共施設について記載

第７条　乙は、次の公益施設用地を確保し、事業完了後において甲に帰属する。（公益施設設置の場合に適用）

　(1) 教育施設

　(2) 官公庁施設

　(3) その他の公益施設

第８条　乙は、次の公害対策を講ずる。

　(1) 工事期間中の雨水による水質汚濁を防止するため、仮の沈砂池を設置する。

　(2) 造成地における砂の飛散及び流出を防止するため、草の種子を散布する。

　(3) その他必要に応じて公害防止策を講ずる。

第９条　乙は、工事施行中に埋蔵文化財の所在を発見した場合は、工事を中止し、速やかに君津市教育委員会に報告し、その指示を得る。

第１０条　甲は、第５条の規定により帰属された公共施設に瑕疵があるときは、乙に対してその瑕疵の補修又は損害の賠償を請求することができる。

２　前項の規定による瑕疵の補修及び損害の賠償請求は、当該公共施設が帰属された日から２年以内にこれを行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求のできる期間は１０年とする。

　この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自保有する。

　　　　　　　　　年　　月　　日

甲　君津市久保二丁目１３番１号

君津市

市 長　　　　　　　　 印

乙　事業者

住　所

氏　名 印